後漢時代の選擧と地方社會

東　晉次

はじめに
一　問題の所在
二　豪族社會の階層性
三　郡縣吏任用の實態
四　鄉論と風謠
おわりに

はじめに

漢代の選擧は、九品官人法、科擧と並んで鄉擧里選と呼ばれ、鄉里の評判をもとに地方官が地方の人材を中央に推薦するという點に特色をもつ。從來の漢代選擧に關する研究は、孝廉その他の科目への選任、郎吏制度、辟召や中央での昇進コースなどに主眼がおかれ、鄉擧里選の出發點たる鄉里、郡縣レベルの選擧に關わる事柄については、制度的には嚴耕望氏の研究があるけれども、社會史的觀點からの究明は未だ充分であるとはいえない狀況にある。

後漢代の鄉擧里選について從來明らかにされているのは、前漢代の諸科目がほぼ孝廉科に統一されてきたこと、孝廉當選者には郡功曹などの右職經驗者が多いこと、そしてその右職就任者達はその地域の豪族出身者によって占められる傾向が增大し、中央官界進出のルートが豪族によって獨占されつつあること、その結果、官僚化した豪族によって鄉黨の輿論

が支配され、門閥化・選擧の形骸化がはじまること、それと孝廉制の制度的缺陷から「擧孝廉」が官界進出の十分條件とはならなくなり、辟召が盛行してくること、などである。(1) かかる指摘はそれ自體否定できない事實であって、後漢代の選擧を考える場合當然ふまえなければならない前提ではある。しかしながら、右の指摘からは、鄕擧里選制の展開を門閥化、形骸化というように否定的に觀る見方が固定化されてくる懼れが生まれる。

豪族層が儒學を修得して知識階層を次第に形成し、官僚化を促進していくという後漢代の一般的趨勢によって、鄕擧里選制も變容していくのは當然な結果である。それを、中央政府の統治にとって必要な有能な人材を鄕里から抽き出す、という鄕擧里選制度制定當初のねらいから見れば、門閥化、形骸化と映るであろう。確かにそうした理解も一面では妥當な捉え方であることは認められる。しかし、中央と地方の相互關係によって生ずる鄕里社會の變容が鄕擧里選制を變質させ、それによって鄕里社會が主體的に自らの代表者を中央に送り出すパイプの役割を果たすものとして鄕擧里選制が機能していたとすれば、それを制度の成熟とみなすことも可能なのではないか。このように捉えてみて始めて、次の時代の九品官人法への制度的發展として、鄕擧里選制の展開を歷史的に位置づけることもできるであろう。要するに、鄕擧里選制の展開を、中央政府の側に視點を置いて否定的な方向でのみ捉えるのではなく、地方社會の側から發展的な相において理解する視角が設定されねばならないということである。このことは選擧制度に限らず、漢代において地方社會が國家の統治、支配によって如何に變容し、その變容した地方社會が國家をどのように變質させていくか、という問題視角の設定とそれによる漢代史の展開過程の究明につながるものである。

このように考えるとき、後漢地方社會における現實の社會的諸關係と選擧の實態との關連がまず具體的に明らかにされねばならないであろう。小論は以上の問題關心によって、郡縣レベルの郡縣吏任用や孝廉選などの實態と豪族層との關わりについて一考を試みようとするものである。

一　問題の所在

郡縣レベルの選擧をめぐる問題を摘出するために、まず『後漢書』(2)列傳52陳寔傳の以下の一節を檢討する。

家貧にして復た郡の西門亭長と爲る。尋いで功曹に轉ず。時に中常侍侯覽、太守高倫に託して吏を用いせしむ。倫敎もて署して文學掾と爲す。寔其の人に非ざるを知り、檄を懷にして見えんことを請い、言いて曰く、此の人よろしく用うべからず、而れども侯常侍も違うべからず。寔乞う、外より署せんことを。以って明德を塵すに足らず、と。倫之に從う。是に於て鄕論其の非擧を怪しむも、寔終に言う所なし。倫のち徵せられて尙書と爲る。郡中士大夫送りて輪氏の傳舍に至る。倫衆人に謂いて言いて曰く、吾れ前に侯常侍の爲に吏を用う。陳君密かに敎を持して還り、而して外より白して署す。比りに聞く、議者の此を以って之を少るを。此の咎は故人の強禦を畏憚するに由る。陳君は、善なれば君を稱し、過あれば己を稱う者と謂うべき也。寔固より自ら引愆す。聞く者方めて歎息す。是に由り天下其の德に服す。

さてここで問題にすべき第一點は、太守高倫が見送りにきた「郡中士大夫」に對して自らを「故人」と稱していることである。「故人」とはこの場合、『資治通鑑』卷53桓帝建和三年條胡三省注に、「故人とは倫自らの謂なり。漢人は門生故吏の前に於ては率ね故人を自稱す。楊震の王密に謂いて、故人君を知る、君は故人を知らず、と曰うは是れなり。」とあるように、「郡中士大夫」を門生故吏と見なした太守高倫の自稱である。後漢代では地方官が任地の郡國學や縣校にて儒學を敎授することが多かったから、(3)これら潁川郡士大夫のうち高倫に敎えを受けた門生も含まれていたことも考えられるが、かつて太守高倫の府の掾史に任じた人々や現にその職に在る人々が大部分であったろう。とすると、太守と「郡中士大夫」の關係は一面では故人と故吏の關係にあったこと、そしてその故吏たる人々が「郡中士大夫」とされていることの意味が問題である。つまり、郡府に出仕することが可能な人々を「郡中士大夫」と稱するとすれば、「郡中士大夫」とは

郡縣においてどのような位置を占めた人々を指していたか、が考えられねばならない。このことは當然潁川郡内の豪族層との關わりにおいて考察されねばならないし、潁川郡にとどまらず他の地域にも同様な實情が存した筈であるから、廣く後漢地方社會全體にも視野を廣げなければならないであろう。

次に、太守の郡吏任用について。陳寔傳から、太守の「敎署」と功曹の「從外署」（「於外白署」）の二通りの任用方法が存したように讀みとれる。もちろん後者の場合でも最終的には太守の承認を必要としたであろうが。嚴耕望『中國地方行政制度史上篇　卷上』は、「有屬吏、郡守自辟之功曹・督郵・主簿及列曹等是也」（七七頁）と太守の郡府屬吏の任用權限を述べ、さらに「蓋郡吏之任免賞罰尤爲其主要職掌耳」（一二〇頁）と郡功曹の職掌に郡吏の任免權があったことを明言する。增淵龍夫氏も嚴氏の研究をふまえ、「これら土豪の一族のものを郡縣の掾史に任用するのは、制度上は郡の大守であるが、實際にその任命權をにぎっているのは、郡の掾史中最高の職權をもつ功曹である」と敷衍する。そして、「功曹には土着の土豪の有力なものが任ぜられることは文獻中にも明證がある」と展開して、郡縣の統治機構を動かしている土豪層の維持する自律的秩序の存在を指摘し、その自律的秩序の構造をより具體的に明らかにするという課題を提起している。(4) 增淵氏が郡と縣を合わせて、郡縣の掾史任用を太守や郡功曹が行なったように言うのは正確さを缺くが、それはともかく、功曹が有力土豪から任用されるということになれば、郡縣吏の任用も功曹が「於外白署」の形式つまり功曹の責任＝權限によって土豪出身者中心に行なわれ易いことはいうまでもない。しかし增淵氏の據った史料は陳寔傳の一節をも含め、ほとんど後漢末のそれである。增淵氏の指摘が後漢末の郡縣吏任用の實態を捉えていることはほぼ認められるのだが、後漢一代を通じてそうであったか、守令が「敎署」による人事の主導權を握っていた時期から、功曹が實權を掌握した時期へと變化していったのではないか、などは、地方社會における增淵氏の所謂「土豪層」の勢力伸長とも關わる事柄であるだけに、地域的差異も含めてより實證的に確かめられなければならない。さらに、もし功曹が有力な土豪から任ぜられ、郡縣吏の任免權を實質的に掌握していたとするならば、有力土豪と非有力土豪との閒に郡縣吏任用に關して差等が

生まれたのではないかと豫測されるが、その豫測の検證と共に、陳寔のような「單微」な人士でさえ郡功曹に就いている事實をどう説明するのかも検討されて然るべきであろう。

第三點目として、陳寔の非擧を怪しんだという「鄉論」の問題がある。この時期の鄉論については、增淵氏が前掲論文で、功曹の掾史任用の基準として鄉里の輿論があり、それは鄉里の自律的秩序の中から生まれる共同體的規制力をもつが、自律的秩序の維持者すなわち父老的土豪層によって直接的には形成される、とした。

これに對し川勝義雄氏は、鄉論形成の主體・鄉論の示す方向性如何を問い、「當時の鄉論は、確かに鄉邑に規制力をふるう豪族によって操縱されやすい面をもちながらも、基本的には、鄉人が賢者・有德者と考える人物を支持する方向、つまり鄉邑における共同體的秩序を維持再建する方向へと志向するもの」と答えて、增淵氏とはやや異なった理解を示している。兩氏の鄉論理解の相違は、「鄉邑の秩序が土豪層によって維持されていた」か否かの兩氏の理解の對立からも生ずるのであるが、川勝氏はさらに、鄉・縣段階の鄉論を第一次鄉論、郡程度の廣がりをもつそれを第二次鄉論、そして第二次鄉論によって支持される「士」が中央に進出して第三次鄉論を形成し、直接的には第三次鄉論の場から特定の貴族階層が生み出される、として、このような構造を「鄉論環節の重層構造」と呼び、九品中正制度を「民間で形成された鄉論の重層構造の上になりたつものであり、それを前提として制定されたもの」と位置づける。このように川勝氏においては、六朝貴族制社會の制度的基盤としての九品中正制度の基礎として鄉論を考えるのであるが、そのような鄉論は、「漢代を通じて各地方において徐々に形成されてきたとはいえ、それが飛躍的な盛り上りを示すのは、二世紀後半のいわゆる『清議』の運動を通してであった」し、むしろ、「清議」の運動によって鄉論が自覺的に形成されていった面が強かった、と述べて、(5) 鄉論の本格的成立を後漢末期に求めている如くである。

一方、堀敏一氏は、九品中正制度における鄉品は、鄉里での人物の等級づけをおこなう傳統に由來するが、直接的には、後漢末に出現する清議による人物評價につながるとし、その清議による人物評價權は地方の「上流豪族＝士大夫層」

によって掌握され、次第にそれが鄉論の地位を占めるようになった、と述べて、漢代の鄉論とは異なる、上流豪族＝士大夫層によって行われる清議の出現の背景に、士大夫社會の形成を想定している。(6)

以上の三氏の鄉論に關する見解をみると、川勝氏と堀氏の理解は、後漢末の清議の位置づけについては相似するが、後漢末までの鄉論と清議との關連の點でやや異なっている。つまり、堀氏は漢代の鄉論と清議を一應切斷して考えようとするが、川勝氏はそこに連續性を認めようとする如くで、そのことは、川勝氏が鄉論形成主體を鄉里の民衆に求めようとすることと關連してくる。鄉論形成主體については、增淵氏の「父老的土豪層」と堀氏の「上流豪族＝士大夫層」との相違や堀氏のいう上流豪族の「上流」の意味が當時の社會階層の實態に卽して具體的に明らかにされねばならないであろう。要するに、後漢時代の鄉里の輿論と、後漢末から魏晉にかけての清議を基盤とした鄉論との關連如何、そこには連續性や相互浸透がなかったか否か、そして兩種の鄉論の主體はどの社會層に求められるかが問題である。陳寔傳の「議者」とは一體どのような人々であったか、後漢時代における鄉里の輿論の樣態やその政治的社會的機能はどのようであったか、などが檢討されなければならない。

二　豪族社會の階層性

前漢代の潁川郡には、原・褚・薛・趙・李という豪族（いずれも陽翟縣）が存したことは『史記』、『漢書』に記されている。(7)ところが『後漢書』の列傳による限りでは、陽翟縣の中央官僚を出す名族は郭氏(36)であり、潁川郡全體では、馮(7)・臧(8)・銚(10)・王(10)・蔡(10)・丁(27)の諸氏が檢出できる（）內數字は『後漢書』列傳卷數。以下も同じ）。中期以降の潁川の名族としては、荀(52)・韓(52)・鍾(52)や清流のリーダー李膺を出した襄城の李氏(57)等があるが、先の五姓で郡の大吏や中央官僚を出したものは管見の限り見當らない。(8)これら前漢代の五姓は後漢に入って沒落してしまったことも考えられるから、郡の名族として後漢代に顯われないと解することもできる。ところが、陳寔と同時期の潁川郡には陽翟縣の黃氏と潁陰縣の劉氏

の二豪族が存在し、劉氏が郡功曹として民生の安定に意を用いているのに對し、黄氏は靈帝の寵愛する程夫人の威勢を頼りに山澤の利を獨占してもっぱら大土地經營の擴大を圖ろうとする様子が劉翊傳(71)に記されている。(9) 黄氏については潁川郡の名族であった形跡が認められないのであるが、先の前漢代の五姓のうち後漢代にも豪族として存續したとすると、それらはこの黄氏のようなもっぱら大土地經營に專念する土着的な豪族ではなかったろうか。

以上のことから次の假定が導かれないか。つまり郡縣内の諸豪族間には社會的政治的に序列が存したのではないか、ということである。兩漢交替期の例ではあるが、列傳23馮魴傳に、

郡族姓たり。王莽末、四方潰畔す。魴乃ち賓客を聚め豪傑を招き、營塹を作り以って歸する所を待つ。是の時湖陽の大姓虞都尉城に反し兵を稱す。先に同縣の申屠季と仇あり、而して其の兄を殺し、季の族を滅ぼさんことを謀る。季亡げて魴に歸す。魴季を將いて其の營に還らんとす。道に都尉の從弟長卿の來りて季を執らえんとするに逢う。魴長卿を叱して曰く、我れ季と素故なしと雖も、士の窮まりて相い歸せば、當に死を以って之に任ずべきを要す。卿何の言をか爲さんとするか、と。遂に與に俱に歸る。……魴是れより縣邑の敬信する所となる。故に能く營に據りて自固す。

とある。南陽郡湖陽縣には少くとも馮・虞・申屠の豪族が存在していたが、馮氏は「郡族姓」とされているのに對し、虞・申屠兩氏は縣の「大姓」の位置しか與えられていないように解せられる。但し、この段階では馮氏も縣大姓にすぎなかったのが、この事件によって縣邑から敬信を受け、それ以降光武帝の下で活躍して大官に至り、子孫も中央官を歴任するようになって始めて郡族姓の位置を獲得したと考えて、『後漢書』の後代からの評價的記述と讀むことも可能である。しかしこの話からは、虞・申屠兩氏が馮氏に一目置いていた様子が讀みとれるし、申屠氏が馮氏に庇護を求めたことは湖陽縣内における馮氏の優位性を示していよう。このような豪族間の縣内における社會的政治的序列が後漢後期において一層顯在化したことは充分考えられるのである。

表一覧氏姓等史掾所載碑陰熊神劉令棗酸

官職等＼姓氏	李	蘇	王	仇	顔	楊	尹	左	馬	張	その他
華縣長		1									戴
郎中											許
州從事				2							
守令・丞・尉	4	1	1	1			1				樊 誠
五官掾			1								
督郵	2	1			1	1		1			
郡曹史	1	1	2	1	1	1					
郡列掾	1										
郡文學	1										
河堤從事	1										
州書佐							1				
縣功曹	3	4		1	1	2	2	1	2		邴 三 毛 皮 殷 常 田
主簿										1	衛
從掾位	2		1				1	2	1	2	景 宋 陳 彭 掃
處士	4	5	3		1	1	6	1	3	2	殷(4) 許(2) 杜(2) 宋 焦 紀 董 屈 邵 崔 雄 韓 桃 曹 樊
好學	8	1	1				3	1		3	江(2) 焦(2) 宋(2) 趙(2) 韓 魯 閻 誠 寇 雄 毛 稽 許 程 衛 掃 翟

ところで、『隸釋』巻十「童子逢盛碑」の碑陰に、「縣中士大夫」として、五官掾、督郵の肩書をもつ人々が七名（六姓）刻されている。嚴耕望氏によると、(10) 五官掾は縣の廷掾の異稱と解される場合もあるようであるが、督郵の上位に記されているこの碑陰では郡の五官掾と解すべきであろう。「縣中士大夫」として郡府に出仕する者がいたことがここから證されるのであるが、とすると、陳寔傳の「郡中士大夫」とは、潁川郡内の諸縣から見送りに集まった、郡府に出仕したことのある或いは現に出仕している「縣中士大夫」達を總稱していることになろう。この「縣中士大夫」といわれる人々はそれではどのような人々であったのだろうか。いまこの問題を考えるために陳留郡をとり上げてみよう。『隸釋』巻五「酸棗令劉熊碑」の碑陰に刻された人々は一八〇名（姓の判明する者一五六名）に上る。それらの人々の官職、肩書と姓とを一覧にすると上表のようになる。

この表に載せられた中央官僚や州郡府・縣廷に

出仕した人々のかなりが「縣中士大夫」と呼ばれ得る人々であったのではなかろうか（處士の中にそうした人々がいたことも當然考えられる）。もしそれが認められれば、この表から、酸棗縣の「縣中士大夫」のうち州郡府に出仕することのできる姓と、縣廷でとどまっている姓とがかなり劃然と分かれていたことが讀みとれるのである。李・蘇・王・仇の四氏が州郡府に多く出仕しているし、「地方官」[11]にも就いている。それらよりも數が少なくなるが、顏・楊・尹・左の諸氏も州郡吏を出している。ところが、縣廷において有力と思われる馬・張兩氏はその他の縣功曹を出している七姓と同様州郡府へ出仕していないのである。この事實は、この碑が立てられた時期と酸棗縣という地域との偶然によるもので、他の地域においても州郡と縣への出仕の區別が恆常的に存在し、諸姓閒の縣內における格差を生み出していたとはいえないという解釋も可能かもしれないが、それを假に認めたとしても、少くとも李と蘇の兩氏が酸棗縣の有力な族で、州郡吏を數多く出していたということだけは否定できないであろう。[12]

いまこの分析をもとに、かつて增淵氏がとり上げた「巴郡太守張納碑」（『隸釋』卷五）の碑陰を見直してみると、巴郡の各縣から十二～四姓位の閒の郡吏を出していることがわかる[13]（一姓しか出していないか、郡吏を全く出していない縣も存在する）。これを陳留郡酸棗縣の事例に照らして考えると、巴郡の郡府に出仕する人々は、巴郡所屬諸縣の「縣中士大夫」と呼ばれ得る人達であろう。しかし各縣內には酸棗縣と同様、郡吏を出さず專ら縣廷にしか出仕できない「縣中士大夫」もいたに違いないのである。もちろん、各縣の「縣中士大夫」のうち巴郡の郡府に出仕する一族からは、縣の功曹などの右職に就く人士も數多く出したであろうことは酸棗縣と同様であったと考えられる。

以上の如く、當時の地方社會には「縣中士大夫」と稱される人々がおり、この中に縣廷はもとより州郡の吏となる人々が含まれていたことが判明する。これら「縣中士大夫」と稱される人々の多くが當地の豪族出身者であったことは、增淵氏が「巴郡太守張納碑」の碑陰の姓と、『華陽國志』の大姓との比較によって明らかにしたことからも充分推定できるし、特に郡の上層掾の殆んどがそうであったと指摘したことは注目される。とすると、酸棗縣の「縣中士大夫」とされる

人々の多くが豪族出身者であったし、そのうち李と蘇の兩氏が酸棗縣のとりわけ有力な豪族、つまり陳留郡府の上層掾に任じ得る豪族であったことになろう。

以上の考察をふまえて、後期地方社會における豪族社會の階層性をうかがわせるいま一つの史料を檢討してみよう。それは、列傳57黨錮列傳序の、第二次黨錮のきっかけとなった山陽郡高平縣の朱並なる人物が同郷の張儉らの黨人グループを告發した事件の記述である。

張儉の郷人朱並、中常侍侯覽の意旨を承望し、上書して告す。儉同郷の二十四人と別に相い署號し、共に部黨を爲り、社稷を危うくせんことを圖る。儉及び檀彬・褚鳳・張肅・薛蘭・馮禧・魏玄・徐乾を以って八俊と爲し、田林・張隱・劉表・薛郁・王訪・劉祗・宣靖・公緒恭を八顧と爲し、朱楷・田槃・疏耽・薛敦・宋布・唐龍・嬴咨・宣褒を八及と爲す。石に刻んで墠を立て、共に部黨を爲りて儉之が魁となる、と。

「石に刻んで墠を立て」の「墠」とは、一九七三年河南省偃師縣で發見された後漢初期の里の父老就任豫定者層の約束を刻した石券の示す組織（寧可氏によって「父老僤」と呼ばれる）[14]と同種のもので、恐らく來たるべき宦官勢力との激烈な政治抗爭にとって必要な同志的結束、相互援助を石に刻んで盟約した政治的結社と見なすことができよう。以下これを「黨人墠」と呼んでおくが、ここに記された二十四名は張儉と同郷となっている。ところが列傳57張儉傳には、「郷人朱並素性佞邪、爲儉所棄、並懷怨恚、遂上書告儉與同郡二十四人爲黨」とあって、同郡としており、『三國志』魏書卷六劉表傳注引『張璠漢紀』には、「表與同郡人張隱薛郁王訪宣靖公緒恭劉祗田林爲八交、或謂之八顧」とあって、黨錮列傳序とは人名配列の順序も異なっているが、ここでも同郡としている。張儉、劉表の二人は本傳によって高平縣出身であることが判るが、他の人々の出身縣は檢し得ない。二十四名の姓の內譯は、張・薛各三名、劉・田・宣各二名で、他の十二名は一姓ずつである。張氏と劉氏が高平縣の著姓であることは、張儉は郡督郵に就き、劉表は大將軍府に辟召されていることや、兩名とも中央清流ランキングの八及に番附されていることから疑いないであろう。他の姓についてみると、宮川尙志

氏によれば、[15] 檀・徐・田の三氏も高平縣の豪族であったことが三國以後の史籍から推定できるようである。他に王氏も高平縣の名族であることは王龔・暢父子の傳(46)に明らかである。問題は薛氏であるが、列傳50下蔡邕傳注引『謝承後漢書』に陳留郡考城縣の史氏と山陽郡鉅野縣の薛氏との通婚關係のあったことが記されており、薛氏は鉅野縣の豪族であったと推定される。この黨人墠が高平縣出身者によって組織されたものとすれば、薛氏は高平縣にも分布していたと考えねばならない。以上の如く、山陽郡全體にまたがるかそれとも高平縣出身者のみによるものか確定しがたいのであるが、二十四名の中には高平縣の豪族出身者が多いし、山陽郡の他の縣の豪族と覺しき司馬・滿・范・李の諸氏[16]がその中に見出せないことからも、これを高平縣出身者による墠組織とみなすべきであろう。とすると、この二十四名は高平縣の「縣中士大夫」と呼ばれた人々であったし、そのうち張・薛・劉・田・宣の諸氏らが縣内の有力士大夫つまり「郡中士大夫」に數えられる族であったのではないか。但し高平縣には「世爲豪族」（列傳46王龔傳）とされる王氏がおり、黨人墠にも一名加わっているが、その出身王暢は中央の名士番附の八俊の一人に擧げられているから、王氏は山陽郡中士大夫の筆頭に位置する一族であったろう。逆に、宦官と結びついて黨人墠を密告した朱並なる人物は、高平縣において「縣中士大夫」に齒せられなかった階層に屬していたのではなかろうか。[17]

これまで考察したことは要するに、豪族が郡縣統治機構を牛耳っていたとする增淵氏の把握は正しいのだが、しかしより詳細に見てみると、諸豪族閒には序列が存し、郡吏を出すことができる豪族と縣廷でとどまらざるを得ないそれとの相違が後漢も後期になるとかなり明確化してくるのではないかということである。[18] このように捉えてみて初めて、「其先三世爲郡吏」（列傳66孟嘗傳）とか、「世仕州郡爲冠蓋」（列傳56王允傳）という表現もその一族の政治的社會的地位をあらわすものとして意味をもつことになるのではなかろうか。

以上のことから、儒學を修得した儒生＝士大夫を多數擁し、中央官僚や州郡吏を數多く又繼續的に出す豪族を〝士大夫豪族〟、士大夫を擁することがあってもほぼ縣廷にとどまるものを〝非士大夫豪族〟というように、豪族の官吏化の程度

からみた二類型を假に設定して以下の論述を行うことにしたい。酸棗縣の例でいえば、李と蘇兩氏が明らかに士大夫豪族で、王・仇・顔・楊・尹・左の諸氏は一應士大夫豪族、馬・張以下その他の諸氏が非士大夫豪族であり、先述の潁川郡の場合では、荀・韓・鍾・李の諸氏が士大夫豪族であり、劉翊の屬するのが士大夫豪族、黄綱は非士大夫豪族の一員ということになろう。

さて、先の「巴郡太守張納碑」碑陰の巴郡掾史のうち、安漢縣から八姓出ているが、他の七姓はすべて一名であるのに對し、陳氏は三名である。安漢縣の陳氏[19]は後漢中期の貴戚鄧騭に辟召された陳禪の一族で、陳禪自身も巴郡の功曹に任じたことがある。安漢縣の陳氏は巴郡内の士大夫豪族であったことはここからも證される。同様に郡吏を二名以上出している江州縣の然氏、宕渠縣の李氏・王氏も中央官僚を出す士大夫豪族であったろう。[20] ところが、江州縣の上官氏の如く、郡吏を二名も出す士大夫豪族でありながら、中央官僚を出してはいない。このように郡府に出仕する士大夫豪族でも郡府掾史にとどまった族も巴郡に限らず多く存在したに相違ないのである。先述の酸棗縣の士大夫豪族、李と蘇の兩氏も、或いは列傳71に列せられている李充がそうであったかもしれないが、『後漢書』にはその名が顯われていない。このような士大夫豪族閒の中央官界進出の面における相違はどのようにして生じるのであろうか。この疑問は、縣段階での士大夫・非士大夫豪族の序列化の要因とも關わるものであろう。

後漢代では、郡縣の吏から中央官僚に立身する途として、郡太守によって孝廉に擧げられ、郎官を經て次第に官位を昇遷するというのが一般的であった。もちろん公府による辟召や天子の辟召たる徵召によって孝廉選よりも速やかに昇進するケースが後漢も中期以降多くなってくるが、いずれにせよ、こうした選擧に當るためにはまず何よりも儒學の修得が必須であった。後漢代に諸生遊學の盛行をみるが、その背景には選擧における儒學修得の必須化という事情があったことはいうまでもない。豪族はもちろん族内の優秀な若者を諸生として遊學させた。豪族ばかりではなく少しばかりの餘裕のある小農民の家からも諸生が遊學の旅に出ることも稀ではなかった。かつて論じたように、[21] 彼ら諸生は種々の段階で儒學

的教養・能力を試され、それによって各々の地位に就いたが、中央官僚への任用はもとより、中央官界への足がかりとなる郡府出仕には相應の儒生としての教養・能力が要請されたのである。このように見てくると、同じ豪族ではあっても、儒學的教養・能力の差によって、縣廷、郡府、中央政府各レベルへの出仕可能性の有無の相違が生まれ、それが代を重ねることによって、中央官僚や州郡吏を繼續的に輩出する單一或いは複數の家が一族内に生まれてくる。そのような家を含む一族が孝廉選や郡縣吏任用において、そのような家を含まない一族よりも優位に立つ事態が生じ、それが豪族間の社會的政治的序列を形成していった、と考えられる。もちろん經濟的な力、所有田土面積、族員の多寡、僮隸賓客の數などが、特に縣段階ではその序列の形成に大きな影響力をもっていたことは否定できないであろうが、儒家的價値觀が強固に作用した後漢社會では、郡や中央レベルでの人物や家格の評價はあくまでも儒學的教養や能力の程度と州郡吏や中央官僚をどの程度、代々出しているかによってなされたと考えられる。

三　郡縣吏任用の實態

前節において、士大夫豪族と非士大夫豪族の區別と郡縣における序列化、そしてその序列化を生む要因は儒家的價値觀による孝廉をも含む中央政府の選擧に求められることを述べた。本節では、それを確かめるためにも、郡縣府廷の掾史任用や孝廉選などの實態について考察する。

列傳74王霸妻の傳に、王霸が、その友人で楚相たる令狐子伯の子が郡功曹として父の書を奉じて訪問した際、自分の子と友人子伯の子との態度や形姿の懸隔に愕然として隱逸の志を曲げかかったが、妻に諫められて素志を全うした、という話がある。王霸は太原廣武の人で、逸民傳にも列せられている光武帝期の著名な隱逸者で、太原王氏の一員であろうと思われる。友人の令狐氏も太原や上黨に分布する戰國以來の豪族である。このような地方豪族の子弟で功曹など郡の右職に相當若くして任用され、孝廉、辟召によって中央官界に立身することは後漢時代通常のことであった。桓帝期の人朱穆は

二十歳で南陽郡の督郵となり、新太守を迎えた際、太守が「君年少にして督郵となれるは、族埶に因るか、令德あるが爲か」（列傳33朱穆傳注引『謝承後漢書』）と問うたという話は、太守の口を通して暗々裏に、後漢時代の地方豪族勢力の選擧に及ぼす影響力の大きさを物語っている。ここに示した太原の令狐氏や南陽の朱氏の如き士大夫豪族から出身し、諸生として儒學を修得して儒生となり郡縣の右職に任ぜられる人々、これが陳寔傳の「郡中士大夫」と呼ばれる人々であった。

『後漢書』にはこのような例が枚擧にいとまないほどみられる。上谷昌平の寇恂は「世々著姓爲り、恂初め郡功曹と爲」(6)り、魏郡繁陽の名族出身の馮勤は「初め太守銚期の功曹と爲」(16)ったし、後漢中期では、扶風郿の法雄は、「世々二千石たり、雄初め郡に仕えて功曹、太傅張禹府に辟」(28)され、潁川舞陽の士大夫豪族韓棱は「初め郡の功曹と爲」(35)って、のち徵辟を被っている。後期においては、祖父・父が太守となった梁國の橋玄がおり、「少くして縣功曹と爲」(41)って孝廉に擧げられているし、尙書や郡守を歷任した父をもつ陳留考城の史弼の傳(54)の注に引く『謝承後漢書』には「弼は年二十にして郡功曹と爲る」と記し、のち公府に辟召されている。「初爲郡功曹」という定型的な表現は必らずしも初任を意味するとは限らないが、郡府においては、列曹掾、主簿、督郵、五官掾、功曹と昇進するのが一般的であったから(22)、朱穆や史弼の如く弱冠にして右職に就くのは族的勢力や家柄によらなければ不可能なことなのである。有力豪族出身で、「志行修整」でさえあれば當然功曹に就任し得る筈だという後漢初期南陽郡における常識を示すエピソードもあるほどである(23)。

ところで、士大夫豪族出身ではないが、郡の功曹となった例がある。列傳33樂恢傳に、

京兆長陵の人なり。父の親は縣吏たり。……恢長じて經學を好み、博士焦永に事う……遂に篤志して名儒と爲る。……後、本郡に仕えて吏たり。太守法に坐し誅せらる。故人の敢えて往くもの莫し。恢獨り奔喪行服し、坐して以って罪に抵る。歸りて復た功曹と爲る。選擧は阿せず、請託も容れる所なし。同郡の楊政數しば衆と恢を毀る。後、政の子を擧げて孝廉と爲す。是に由り鄉里之に歸す。司空牟融府に辟さる。

とある。樂恢は、父が縣吏であったことからすると、士大夫豪族出身者ではなかったであろうと推測される。というの

は、注に引く『東觀漢記』では、諸生生活を終えた後、戸曹史として郡に仕えた、とされているからである。儒生として名が知られて鄉里に歸った場合、士大夫豪族出身であれば卽ちに郡功曹など右職に就くのが普通であったから(24)、戸曹史にしかなれなかったということは樂恢が士大夫豪族出身ではなかった證となろう。恐らく京兆尹士大夫豪族閒では樂恢の功曹就任について何かと取沙汰していたし、選擧についても士大夫豪族層の意向を樂恢に押しつけるようなことも多かったであろうことが前揭史料の記述からも推測される。その代表が、章帝期左中郎將に至り、儒林傳に列せられるほどの易の大家で、京兆尹士大夫豪族の指導者の一人と目される楊政である。その楊政による「數衆毀恢」の「衆」が問題である。これは次節にて檢討するが、樂恢が士大夫豪族の一員ではなかったにもかかわらず郡功曹に就き得たのは、彼の儒學的能力や選擧不阿の態度に示される淸節な人柄を太守が評價したからに他ならない。もし樂恢に儒學的名聲がなく、太守の評價も得られなかったならば、せいぜい縣廷の吏で終ったのではなかろうか。樂恢と同樣に太守によって評價、拔擢されて郡功曹となった者で他に齊國臨淄の吳良がいる。議曹掾吳良は、正月元旦の掾史が集まった朝賀の席上、太守に諂って太守の功德を稱讚した門下掾王望を糾彈して太守に觴を受けないよう進言した。太守はそれによって吳良を功曹に拔擢した（列傳17吳良傳）。この話は、郡府人事に對する太守の自主性、權限の強さを示していよう。又、外戚小侯で南陽新野の名族出身の縣功曹鄧衍を、明帝が詔令をもって南陽郡功曹と自稱させたにもかかわらず、南陽太守虞延は、「容儀ありと雖も、而るに實行なし」として禮を加えなかった、つまり結局は南陽郡功曹乃至右職に任用しなかったことが虞延傳(23)に見える。これも、皇帝・外戚の意思、南陽士大夫豪族の暗默の壓力を拂いのけた後漢初期の太守の郡府人事に關する自主性を物語っている。

かかる太守の郡府人事に關する自主性は、それでは後漢一代を通じて一般的に見られたかというと、否である。樂恢・吳良・虞延はすべて後漢初期の人々である。時代が下るにつれて、士大夫豪族層の郡府人事に對する發言力が增し、非士大夫豪族出身者や單寒人士は郡府において右職に就き得る機會はよほどの聲望か僥倖がなければ恐らく得られなかったに

違いない。いま後漢後期における單寒人士について檢討を加えてみよう。

まず第一節に掲げた陳寔その人について。潁川の陳氏は陳寔に興り、その子紀、諶に至り陳氏の名を天下に知らしめ、魏の司空陳羣が出て士大夫社會の指導的位置を占める名族とはなった。しかし陳寔は本傳によれば、「單微より出ず」とされ、「少くして縣吏となり、常に厮役に給事」し、やっと都亭佐となるような家の出身である。ところが、「志あり學を好む、坐立に誦讀す」る態度が許縣の令鄧邵の目にとまり、太學に業を受けることができた。卒業後しばらくして督郵から郡西門亭長に遷った後、陳寔を郡功曹にという話がもち上ったのである。すなわち、列傳52鍾皓傳に、

同郡陳寔年は皓に及ばず、皓引きて與に友と爲る。皓郡功曹と爲り、會たま司徒府に辟さる。辭するに臨み、太守問うならく、誰か卿に代るべき者あらんか、と。皓曰く、明府必らず其の人を得んと欲すれば、西門亭長陳寔可なり、と。寔之を聞いて曰く、鍾君は人を察せざるが似し。知らず、何ぞ獨り我を識るのみならんやを、と。

とあり、潁川長社の士大夫豪族鍾皓の推薦によって郡功曹となったわけである。亭長から功曹へというのは潁川郡内の士大夫豪族にとって意外の人事であったろう。後段の陳寔の述懷には、陳寔の如き單微な人士が功曹に就くことの波紋の大きさを豫測し、戸惑っている氣持が含まれているように感ぜられる。しかし陳寔は功曹となり、先述の選擧事件を經てその名が全國的に知られるようになった。陳寔の、單微から天下士大夫の仰慕の對象への變轉は實に、潁川士大夫豪族鍾皓の推輓によるものであった。(25)

ところが、陳寔とは異なり、士大夫豪族の容れる所とはならず、結局縣吏として生を終えた著名な人士が同時代に存在した。陳留考城の仇覽(66)である。仇覽の經歷は陳寔のそれに類似する。四十歳で縣吏、亭長をへて考城令王奐によって縣主簿に署され、のち太學に至り、符融、郭泰の稱譽を受けて中央にもその名が知られるようになる。この段階ではじめて州郡の召きを受けるが、仇覽は應じなかった。但し仇覽は「少くして書生と爲る」とされ、又、本傳末尾の記述に仇覽の家には堂があったとしているから、陳寔の如く「單微」、「家貧」ではなく、或いは先述の陳留郡酸棗縣の士大夫豪族仇氏

の一員ではないかとも考えられる。この點やや問題は殘るが、考城縣と酸棗縣は郡内では離れて位置しているから、仇氏の本據は酸棗縣で、考城縣の仇氏は仇覽の經歷から考えて、假に貧なる單家ではなかったとしても、非士大夫豪族にとどまった可能性が強いと思われる。このことは、先述の考城縣の士大夫豪族出身史弼が二十歳の若さで郡功曹となったことと比較すれば、仇覽の人物のほどと合わせ考えても充分うなずけるのである。

以上、士大夫豪族と非士大夫豪族の郡縣吏任用や孝廉選における差異、非豪族出身人士の冷遇について述べた。このような事態は、郡縣の右職には太守・縣令が當地の士大夫豪族を任用せざるを得なかったし、その右職とりわけ郡縣功曹のもった「於外白署」の權限によって郡縣吏の任免が士大夫豪族の裁量にゆだねられた結果ではないかと推測される。(26) このような選擧における差別は、後漢も時代が下るにつれて次第に恆常化し、その過程において地方郡縣の士大夫豪族の中から「世二千石」や「累代三公・帝師」の家が中期頃から析出し始め、小農民、非士大夫豪族、士大夫豪族、中央官僚の家という序列が形成されてくるのである。かかる狀況の中で、辟召、徵召が孝廉選に代る昇進の捷徑として盛行するが、それは、士大夫豪族層によって郡縣の右職や孝廉選が獨占されつつある事態に對し、處士などの在野の人材を中央政府が確保しようとする動きとして理解できるのではないか。しかしそれも士大夫豪族層の昇進に利用されたことは、前掲永田英正論文の論述からも明らかである。

四　鄉論と風謠

『後漢書』には「議者」と類似した鄉論の主體を示すものとして、「論者」とか「時人」の語がみられる。これらはそれではどういう人々を指しているのであろうか。

平原太守史弼が宦官侯覽に誣されて棄市に處せられようとした時、史弼によって孝廉に擧げられた魏劭が郡人と謀って郡邸を賣却し、侯覽に賄賂を送って史弼の死罪一等を減ずることに成功した。これに對し、「時人或いは譏りて曰く、平

原は貨を行りて君を免かれしむ。乃ち蚩うこと無けんか、と。陶丘洪曰く、昔文王牖里にあり、閎（夭）・散（宜生）金を懐にす。史弼患に遭い、義夫寶を獻ず。亦た何ぞ疑わんや、と。是に於て議者乃ち息す」といういきさつのあったことが史弼の傳(54)に記されている。この場合の「時人」と「議者」は同一主體であり、列傳54延篤傳の「時人或いは仁孝前後の證を疑う。篤乃ち之を論じて曰く……」とあるのと同様である。延篤が「論者」であり、「時人」とは仁孝論の如き問題を提起し得るような人々を指している。「時人」とは普通同時代人ほどの意であり、漠然と當時の人々、という意味をもつ語ではあろう。しかし「時人」の用例を通覽すると、上述の如き何らか學識のある人々つまり士大夫が主體となっていると思われる場合が多いのである。「時人」の元來の意はそうした特定の社會層を指したものではないが、後漢後期になるとその時代的含意として士大夫層がその中心主體となっていることが考えられるのである。

しかしながら、「時人」の用例のうち次のような場合がある。章帝・和帝期の人馮豹の傳(18下)に、

年十二にして、母、父の出だす所となる。後母之を惡み、嘗つて豹の夜寐るに因りて、毒害を行わんとす。豹逃走して免がるを得たり。敬事して愈いよ謹、而るに母之を疾むこと益ます深し。時人其の孝を稱す。長じて儒學を好み、詩・春秋を以って麗山の下に教う。鄉里之が語を爲りて曰く、道德彬彬たり馮仲文、と。孝廉に擧げらる。

とあり、この「時人」と「鄉里」はほぼ重なると共に、鄉里の輿論が馮豹を孝廉選に當らせるに大きな力となっていることもうかがわせるのである。このように、後漢前期においては、鄉里の評價が郡縣吏任用や孝廉選にとってもつ意味は小さくはなかったといえよう。

以上のことと關連して、前節に殘し置いた樂恢傳の一句「數衆毀恢」の解釋について考えてみたい。この一句は「數しば衆と恢を毀る」と讀めるが、この「衆」がどういう人々であったのだろうか。樂恢傳の引用部分の最後の句「鄉里歸之」の「鄉里」との關連で考えられねばならない。『太平御覽』卷二六四所引『東觀漢記』に、

趙勤南陽の人。太守桓虞召して功曹と爲し、委ねるに郡事を以ってす。嘗って重客の過ぎる有り。一士を託して曹吏

と爲さしめんと欲す。虞曰く、我に賢功曹趙勤あり、當に與に之を議すべし。內中に潛みて聽け、と。虞乃ち勤に問う。勤對えて曰く、恐るらくは未だ衆に合わず、と。客曰く、止めん止めん、復た道う勿れ、と。

とある。趙勤は光武帝の族兄たる劉賜の姉の子で、南陽士大夫豪族の一員である。趙勤は「その士の曹吏任用について衆の合意は得られないのではないかと懸念いたします」と言ってその人事に難色を示したと解される。この場合の「衆」は恐らく南陽郡府內の掾史たちであろう。列傳19郅惲傳に、

太守歐陽歙請うて功曹と爲す。汝南の舊俗に十月享會あり。百里內の縣皆な牛酒を齎らし府に到りて讌飲す。時に享禮の訖りに臨み、歙敎して曰く、西部督郵繇延、天資は忠貞にして、稟性は公方なり。姦凶を摧破し、嚴ならずして理まる。今、衆儒と共に延の功を論じ、之を朝に顯わさん。太守敬んで厥の休を嘉す。牛酒もて德を養なえ、と。主簿（書）敎を讀み、戶曹延を引きて賜を受けしむ。……

とある。これは郡府における孝廉選擧の樣子を示した興味ある史料であるが、汝南郡の府に集まった人々は、縣の令・丞・尉や功曹などの右職者と、郡府の太守・丞はもとより、功曹以下の右職者と列曹掾であろう。太守が「衆儒」と呼びかけているのは、かかる郡內の士大夫豪族出身者達とみてよいかと思う。樂恢傳や『東觀漢記』の「衆」の解釋を直接的に證するものではないが、汝南郡府の「衆儒」と先の「衆」とは實態的に重なっていると見て大過はないのではなかろうか。この推測が認められれば、趙勤の言った「衆」とはもう少し廣く郡內士大夫豪族達を指していると讀みとることも可能である。とすると、三輔、南陽、汝南のような先進地域では士大夫豪族層による郡府を中心とした人物評價＝鄉論が前期においてすでに成立しつつあったということになろう。しかし、樂恢が公平な選擧態度によって「鄉里歸之」とされたように、そこには鄉里社會全體の暗默の批評が郡縣吏の在り方に對してなお規制力をもっていたことも否定できないのである。ただ、この場合の「鄉里」が鄉里の民衆そのものを指していたのではなく、やはりその中心に士大夫豪族層が存在していたとする理解を全く否定するものではないのであって、次の例はその意味で興味がある。列傳54趙岐傳に、

是れより先、中常侍唐衡の兄の玹京兆虎牙都尉と爲る。郡人玹の進むに德に由らざるを以って、皆な之を輕侮す。岐及び從兄の龔も又數しば貶議を爲す。玹深く毒恨(うらむ)む。

とあり、その後桓帝延熹元年、京兆尹となった唐玹によって趙岐の家屬・宗族が盡殺され、趙岐の亡命生活が始まるのであるが、この宦官系地方官に對する郡人の譏議＝鄉論は京兆尹の士大夫豪族趙氏が少くともその釀成に深くかかわったことがうかがわれ、第二節でみた山陽郡高平縣における黨人墠の如き京兆尹士大夫豪族サークル内において趙氏などが中心となって形成された譏議が京兆尹内に廣まったと解することもできるのである。

以上のようにみてくると、「論者」、「議者」と表現されている者の實態は士大夫豪族そのものを指し、「時人」、「鄉里」、「郡人」等の譏議や評判も、後漢後期になると、士大夫豪族が中心となって形成された。つまり、鄉論とは廣く民衆にもその喧傳の役割を求める場合の多かったことは否定できないが、その内容や形成の端緒は士大夫豪族層によって規制され擔われた、ということが指摘されよう。漢陽太守橋玄が聲名ある處士姜岐を強引に請召しようとした際、「郡内士大夫亦た競いて往きて諫む。玄乃ち止む。時に頗る以って譏を爲す」（列傳41橋玄傳）事態を招き、「後謝病免」せざるを得なかったのは、郡内士大夫豪族層が形成した鄉論に由るであろう。

鄉論とは上述の如く後期地方社會においては士大夫豪族層が中心となった政治的社會的規制力を伴う人物評價中心の論議ではあった。しかしながら、鄉論の問題はその形成主體の詮索にとどまるものではない。鄉論が士大夫豪族層によって擔われ、その批判や賞讃が彼らの政治的社會的地位の低落や保全に作用したとしても、しかしなぜ「鄉里の輿論」という形での非難や稱譽が政治的社會的な意味や力を持ち得たのだろうか。

列傳21羊續傳に、

中平三年、江夏の兵趙慈反叛し、南陽太守秦頡を殺し、六縣を攻沒す。續を拜して南陽太守と爲す。郡界に入るに當り、乃ち羸服して閒行す。童子一人を侍し、縣邑を觀歷し、風謠を採問して、然る後に乃ち進む。其の令・長の貪

　　絜、吏民の良猾、悉く其の狀を逆知す。郡内驚竦し、震懾せざるなし。

とあり、郡内の實態を知る手段として風謠が重要な役割を果たしていることがわかる。このような「採問風謠」は後漢時代全般にわたり中央政府でも行っているのであって、[27] 執政者には見えにくい政治世界の隠れた部分を明るみに出すための、風謠は古くから重要な政治的機能をもっていたことは言うまでもない。『後漢書』からは「吏民」、「百姓」、「童」等が主體となった「語」とか「謠」が數多く檢出される。それらすべてをここで取り上げて論ずることはできない。ただ先の問題との關連で言えば、風謠には鄉里社會に生きて働く民衆の思いがこめられているだけに、それが暗默の政治的社會的規制力をもっていたことは疑えない。たとえ風謠の形で史料に殘されていなくても、「鄉曲の棄つる所となる」とか「鄉里の容れる所とはならず」といった表現は、民衆の暗默の批判力の存在を物語っている。當然、地方社會の主宰者たる士大夫豪族にとって如何にして民衆からの批判が風謠などの形で表明されないようにするかは重大な關心事であったろう。なんとなれば、それは必然的に郡縣吏任用や孝廉選、辟召の判定材料に關わってくるからである。[28] とりわけ後漢末期、宦官と清流人士との對立が熾烈になってくると、地方社會においても濁流系の地方官や濁流と結んだ鄉里の非豪族・非士大夫豪族と、士大夫豪族との間に特に選擧をめぐる對立が顯在化した。濁流系人士は民衆壓迫を事としていたから、[29] 民衆の濁流批判が風謠の形で表明される。士大夫豪族としてはこの風謠や鄉評をふまえながら、自らのサークルを主體とした鄉論の形成によって濁流に對抗せざるを得ない。というのは、士大夫豪族のもつ儒家思想は民の世界の安寧を理念していたから、風謠によって表明された鄉里の輿論をふまえなければならない必然性が存したからである。けだし、後漢後期においては、前漢以來存在しつづけた民衆の政治批判・人物評價＝風謠的鄉評を基底におきながら、その上に士大夫豪族層による鄉論＝清議が形成された、というのが實態ではなかったか。このようにみると、川勝氏の第一次鄉論、第二次鄉論の存在が具體的に捉えられると共に、第二次鄉論に對する第一次鄉論の規定力も否定し難く存在していたと考えざるを得ないのである。

おわりに

以上陳寔傳の一節に含まれる諸問題について檢討した。以下ではこれまでの考察をふまえ、後漢後期の士大夫豪族が主宰する地方社會における選擧體制、豪族層の政治的社會的關係や清流運動の社會的基盤等について敷衍的に言及して小論を終りたい。

地域的差異を伴いながらも、後漢時代の地方社會には、儒學を修得した士大夫と呼ばれる知識人の階層が徐々に形成され、それら士大夫から中央官僚や州郡吏が任用される傾向が一段と強まった。そのような趨勢の下、鄉里社會には官吏化の程度という點からみた、士大夫豪族――非士大夫豪族――小農民の階層的序列が同時に成立しつつあった。それは、官僚制的身分から言えば、中央官僚・州郡吏――縣・鄉吏――庶人の序列に對應するものである。もちろん地方社會においては經濟的優位者としての豪族の社會的規制力には強固なものがあったから、その階層序列が地方社會の社會的政治的力關係を全面的にあらわすものではない。しかし後漢時代、士大夫と呼ばれ得る人々の多くは豪族の出身者であったから、先の階層序列は地方社會の現實的力關係を充分反映したものでもあった。又、この階層序列構造は豪族という一宗族内にもみられた。上田早苗氏の指摘によれば、(30) 一族内には、官僚、掾史、學者、農民、商人といった雜多な職業の族員が包含されており、その大部分が農業に從事するが、そこには貧富の差があって族員間の複雜な關係が結ばれていたという。ここから、一族内においても、士大夫を出す家、大土地經營に任ずる家、假作者をも含む小農民の家という序列が成立していたと推測されるのである。

このような構造は、すでに前漢後半期においてその形成の端緒をもち、後漢の初期においてすでにいくつかの地域において成立しつつあった。三輔、河南、潁川、汝南、南陽など後漢初・中期に多くの官僚を輩出した地域がそれである。中期に至ると、巴蜀・關東(特に黄河下流右岸)・江淮の諸地域においてもそのような構造が生み出されつつあり、後漢末にお

いてほぼ全國的に成立しつつあったとみてよい。

ところで、士大夫豪族と非士大夫豪族との間にはその連合的側面と共に或る矛盾關係が存したと思われる。連合的側面とは、中央から赴任する太守の、地方豪族層に對する抑壓と豪族層が感ずる統治のあり方に對しては、士大夫豪族層から出た郡功曹が太守を諫止し、太守もその意に從わざるを得なかったという事實[31]の示す面であり、功曹はこの場合士大夫、非士大夫を問わず豪族層の代辯者となっているとみてよい。矛盾の面は選擧にあらわれる。郡吏任免、孝廉選の實權は郡功曹によって掌握されていた。郡功曹にはほぼ士大夫豪族出身者が就任することになっていたし、縣廷においても士大夫豪族が縣の功曹職に就いて縣吏任免の實權を掌握した。非士大夫豪族層にとって郡縣府廷特に郡府への出仕はなかなか突破できない壁となっていた。非士大夫豪族層が貴戚や宦官に對し、郡吏任用、孝廉選、辟召の權限をもつ中央・地方の官僚への請託を依賴する必然性はここから生ずる。又、士大夫豪族の奉ずる儒家理念が、彼らを民衆の望たらしめる內發的な力を生み出したから、士大夫豪族としては非士大夫豪族のもつ民衆侵奪的側面を抑止せざるを得ない[32]。彼らは民衆が作り出す風謠に相當の政治的社會的規制力が備わっていることを自覺していたから、儒學的敎養や能力の修得、德行の實踐に精進しなければならなかったことが、非士大夫豪族と民衆との避けられざる對立に對して後者の側に與する傾向を士大夫豪族層に與えた。といっても、鄕論が一面では豪族社會內の評判、ランクづけの性格をもつ以上、士大夫豪族は豪族社會の一員としての立場に拘束されざるを得ない制約をも負っていた。かように、士大夫豪族はその內部にジレンマを抱えた階層ではあった。又、彼らは同族內に存在する士大夫の家——大土地經營の家[33]——小農民の家、の構成においても、士大夫の家と大土地經營のそれとの矛盾、葛藤を避けられなかったと考えられる。川勝氏が淸流豪族の自己矛盾的性格としたのは[34]、このような士大夫豪族の社會的位置から生ずる內面的狀況を指しているのであろう。

しかしながら、士大夫豪族層は後期地方社會の階層序列構造の形成によってその頂點に立ち、中央官界進出への足場を築いた。というよりも、中央政府による察擧、辟召、父任などの選擧こそが士大夫豪族層そのものを形成させ、士大夫豪

族層をして官僚の家としての實績を積ましめ、階層序列構造の主宰者の地位を獲得させたと考えた方が實情に卽していよう。彼らは地方において士大夫サークルを形成し、郡縣掾史とりわけその右職を占めて鄉論を統制し、選擧權を實質上掌握して中央官界進出へのルートを獨占した。これを〝察擧體制〟と呼ぶことにする。

この察擧體制の主宰者たる士大夫豪族層にとっての課題とは何か。それは、士大夫豪族――非士大夫豪族――小農民の階層構造の安定化、そしてその安定化の前提たる中央政府の小農民保護政策の推進、その推進主體たる清節ある中央・地方官僚の任用＝選擧の儒家的價値基準にもとづく正常な運營、つまり後漢末清流が主張した儒家的國家理念の實現そのものに他ならない。察擧體制の主宰者たる士大夫豪族がこの儒家理念の實現をになう主體として自らを任じた時、彼らの敵對勢力を、この察擧體制を破壞しようとする者、卽ち中央の貴戚や宦官と、それに結託した、士大夫豪族層とは或る面では敵對關係にある非士大夫豪族層つまり濁流、と認定したのは必然であった。士大夫豪族層を中核とする清流勢力は、それぞれの地域に結社＝黨を結成し、(35) 士大夫豪族閒の郡を越えた通婚關係、(36) 儒學を媒介にしての全國的師弟・交友關係を背景に、各黨閒に全國的な連絡をめぐらしながら、(37) 濁流に對抗するに至る。この清流サークル結成の過程で、士大夫豪族層は、非士大夫豪族出身人士或いは非豪族單寒人士に對しても盛んに辟召したり交友關係を結ぼうと努めている。(38) それではこのような事態をどう考えればよいのであろうか。これについては黨錮事件の全面的な考察によって答えられなければならないが、一應の考えを述べれば、士大夫豪族が奉ずる儒家的國家理念は、周代以來の古代知識人の理想的國家體制への模索の一大歸結となった政治思想なのであり、單なる察擧體制維持のイデオロギーにとどまらない普遍性をもつものである。儒學的敎養を有する人々にとってそれは當然受け入れられるべき政治理念であった。士大夫豪族層にとってその政治理念の實踐としても、社會階層の如何を問わない賢者たる者との交友、辟召關係への參入は、士大夫豪族層の當然なすべき行爲であったからである。なんとなれば、儒家理念においては、社會的な序列や位置に關わりなく、その人の賢者であるか否かの判定に從って皇帝の補佐＝官僚となるべきか否かが決定されなければならない、とされていたからである。

しかし、士大夫豪族層を中核とする清流勢力は、彼らの主宰する察舉體制を生み出した當の王朝國家、その中核たる皇帝權そのものに察舉體制の存續、維持を期待し、又、官界にて彼らの結束を固めて士大夫豪族層による連合國家建設の運動を展開した。(39) しかしその期待は濁流が操縦する皇帝の恣意性によって裏切られ、彼らの連合國家建設の運動は現實政治の場では結局敗北した。彼らは鄉里に逼塞しながら濁流の跳梁を忍びつつ鄉里の民衆と共に生き、黄巾の大亂、軍閥割據の混亂から生まれる苦難に堪えながら地方社會における士大夫豪族――非士大夫豪族――小農民の階層構造を依然として維持しつづけたと思われる。魏の黄初元年(二二〇)、陳寔の孫陳羣によって建議された九品官人法の制定は、歴史的には彼らの勝利を示すものであった。敢えて言えば、階級關係と官僚制的身分關係との複合によって成る、士大夫官僚――大土地所有者――小農民というその後の王朝國家・社會における階層序列構造の原型が後漢末地方社會に形成され、その構造の頂點に立つ士大夫豪族層によって奉じられた儒家的國家理念の普遍性が、以後の王朝國家建設の理念の中に脈々と流れていった、と考えられるのである。

註

(1) 以上は主として、永田英正「漢代の選擧と官僚階級」(『東方學報』京都四一、一九七〇年)に據った。なお近年において、福井重雅氏の、漢代選擧の制度に重點を置いた一連の精緻な研究がある。

(2) 以下の論述における『後漢書』からの引用等に際しては、列傳卷數のみを記すことにする。

(3) 拙稿「漢代の諸生」(『愛媛大學教育學部紀要　人文社會科學』第一六卷、一九八四年)に指摘しておいた。

(4) 增淵龍夫「所謂東洋的專制主義と共同體」(『一橋論叢』第四七卷三號、一九六二年)。

(5) 以上の川勝義雄氏の見解は、同氏著『六朝貴族制社會の研究』(岩波書店、一九八二年)第Ⅰ部第三章による。

(6) 堀敏一「九品中正制度の成立をめぐって――魏晉の貴族制社會にかんする一考察――」(『東洋文化研究所紀要』四五、一九六八年)。

(7) 原氏と褚氏は『漢書』卷七六趙廣漢傳、薛氏は『史記』卷一二四遊俠列傳、趙氏と李氏は『漢書』卷七七何並傳にそれぞれ見える。

（8）『三國志』魏書卷二三に列せられている趙儼は潁川陽翟出身であるが、戰亂期でもあり潁川郡內での地位を詳にできない。

（9）原文は以下の通り。

劉翊字子相、潁川潁陰人也。家世豐產、常能周施、而不有其惠。……河南种拂臨郡、引爲功曹。翊以拂名公之子、乃爲起焉。拂以其擇時而仕、甚敬任之。陽翟黃綱恃程夫人權力、求占山澤以自營植。拂召翊問曰、程氏貴盛、在帝左右、不聽則恐見怨、與之則奪民利、爲之奈何。翊曰、名山大澤不以封、蓋爲民也。明府聽之、則被佞倖之名矣。若以此獲禍、貴子申甫則自以不孤也。拂從翊言、遂不與之。乃擧翊爲孝廉、不就。後黃巾賊起、郡縣飢荒。翊救給乏絕、資其食者數百人。鄉族貧者死亡、則爲具殯葬、嫠獨則助營妻娶。

（10）前揭嚴耕望氏著書二二五―二二六頁。

（11）この場合の地方官とは、中央から派遣される太守・令長等を指しているのではなく、濱口重國「漢碑に見えたる守令・守長・守丞・守尉等の官に就いて」（同氏著『秦漢隋唐史の研究　下卷』東京大學出版會、一九六六年、所收）に言う、それぞれの地域の德望家、有力者、有識者、敏腕家が太守によって任命される假の縣令長・丞・尉を意味している。

（12）增淵氏は前揭論文においてこの「酸棗令劉熊碑」の碑陰にも言及し、蘇と李の有力な二氏から多くの郡縣の吏を出していることを指摘して、「郡縣の掾史は、土着の土豪・豪族によって占められているばかりでなく、同一の豪姓から多くの掾史を出している關係も明らかになってくる」という氏の主張の根據にしているが、それら豪姓閒の縣內における政治的社會的地位關係にまで分析は及ぼさず、「土豪・豪族」のすべてをひとしなみに豪姓として一括して論じているところに小論との相違點がある。

（13）「巴郡太守張納碑」の碑陰に刻された巴郡掾史の姓を出身縣別に一覽にすると以下のようになる（*は『華陽國志』巴志に擧げられた諸縣の大姓。（　）は碑陰に記されていないが、『華陽國志』に大姓とされている姓。( )內數字は碑陰に複數あらわれる同姓の數。なお縣については「續漢志」に從った）。

〔江州〕　然*(2)　上*官(2)　白*　王　董　毋*　尹　慍　張　鈆*
丁　謁　（波　謝　慥　楊　程）

〔宕渠〕　李(5)　王(2)　馮　沈　臧　曲

〔朐忍〕　扶*（先　徐）

〔閬中〕　黃*　嚴*　楊　周　張　王　趙*　張？　（三狐　五
馬　蒲　任）

〔魚復〕

〔臨江〕　（嚴　甘　文　楊　杜）

〔枳〕　楊　員　張　章*　牟*　李　（連）

〔涪陵〕

〔墊江〕　龔　宋　田　夏*　（黎　杜）

〔安漢〕　陳*(3)　趙*　王　范*　曹　郭　楊　邠　（閻）

〔平都〕　張　（殷　呂　蔡）

〔充國〕　李　胥　楊　何　譙*　王　（侯）

〔宣漢〕
〔漢昌〕　（勾）

(14) 寧可「關于《漢侍廷里父老僤買田約束石券》」（『文物』一九八二年十二期）。本邦におけるこの石券についての專論として、籾山明「漢代結僤習俗考――石刻史料と鄉里の秩序(1)――」（『島根大學法文學部紀要　文學科編』第九號―一、一九八六年）がある。

(15) 宮川尙志『六朝史研究　政治・社會篇』（學術振興會、一九五六年）一九七―一九八頁。

(16) 〔司馬氏〕『後漢書』「安帝紀」元初元年條に「大司農山陽司馬苞爲太尉」とあり、注に引く『謝承後漢書』は東緡の人とする。〔滿氏〕『三國志』魏書卷二六滿寵傳に、山陽昌邑出身で、「年十八爲郡督郵」とある。〔范氏〕列傳71范式傳に金鄉の人とあり、その豪族であることは本傳から推測される。〔李氏〕『三國志』魏書卷一八李典傳に山陽鉅野の人で、「徙部曲宗族萬三千餘口居鄴」とある。

(17) ただし黨人壇二四名の中に朱楷なる人物がおり、この朱並と同族であった可能性が強い。同族内における士大夫・非士大夫の家の並存は、川勝義雄氏前揭書三六頁以下に分析されている陳留圉縣の高氏・蔡氏の例からも證される。山陽高平の朱氏の場合も同樣に考えられる。

(18) 宮崎市定『九品官人法の研究』（同朋舍、一九五六年）五三八頁に、四海の大姓、郡姓、州姓、縣姓の別についての指摘がある。北魏時代の漢人の姓族の序列をあらわすもののようであるが、そうした四姓の序列化はすでに後漢後期に胚胎しつつあったと考えられる。

(19) 安漢の陳氏についての專論に、上田早苗「巴蜀の豪族と國家權力――陳壽とその祖先たちを中心に――」（『東洋史研究』第二五卷四號、一九六七年）がある。

(20) 『華陽國志』卷一二「益梁寧三州先漢以來士女目錄」によれば、江州縣の然氏、宕渠縣の李氏雙方桂陽太守（然溫・李溫）を出している。宕渠の王氏については、『三國志』蜀書卷四三に立傳されている王平（鎭北大將軍）を出している。

(21) 前揭拙稿「漢代の諸生」。

(22) 嚴耕望氏前揭書三三二頁。

(23) 列傳12馬武傳參照。

(24) 列傳15魯丕傳、同23虞延傳、同25曹褒傳、同57范滂傳などを參照。

(25) 列傳61朱儁傳に、「少孤、母嘗販繒爲業」ような家の出身朱儁が、縣長によって縣門下書佐から太守へ推薦されて郡職を歷任し、のち孝廉に擧げられた例がある。

(26) このような狀況をうかがわせるものとして、列傳38爰延傳の、陳留外黃縣令牛述が功曹以下に政事を委ねた話や、列傳57黨錮列傳序の、汝南・南陽兩太守と功曹との關係についての記述がある。

(27) 列傳66循吏傳序に、「（光武帝）數引公卿郎將列于禁坐、廣求民瘼、觀納風謠」とあり、列傳72上李部傳に、「和帝卽位、分遣使者、皆微服單行、各至州縣、觀採風謠」とあり、又、列傳57范滂傳に、「復爲太尉黃瓊所辟。後詔三府掾屬擧謠言、滂奏刺史二千石權豪之黨二十餘人」とある。

(28) 列傳57范滂傳に、「(汝南)太守宗資先聞其名、請署功曹、委任政事。……滂外甥西平李頌公族子孫、而爲鄉曲所棄。中常侍唐衡以頌請資、資用爲吏。滂以非其人、寢而不召……」とあるのは一例である。

(29) 江幡眞一郎「後漢末の農村の崩壞と宦官の害民について」(『集刊東洋學』二一、一九六九年)参照。

(30) 上田早苗「後漢末期の襄陽の豪族」(『東洋史研究』第二八巻四號、一九七〇年)。

(31) 列傳46王暢傳にある、南陽太守王暢が豪族彈壓を敢行した所、郡功曹張敞によって諫められ寛政に改めたという話。

(32) 注(9)に引用した劉翊傳の一節がその適切な證である。

(33) 列傳35袁閎傳や列傳58許劭傳に、同一士大夫豪族内の士大夫を出す家系が互いに反目し合う様子が記されている。このような點も含めて、複數の家によって構成される士大夫豪族のより精細な構造と内情については今後の課題としたい。

(34) 川勝義雄氏前掲書三六頁。

(35) 列傳54史弼傳に、「青州六郡、其五有黨、近國甘陵亦考南北部、平原何理而得獨無」とある。

(36) 矢野主稅『門閥社會成立史』(國書刊行會、一九七六年)第二章参照。

(37) 一例として、列傳31第五種傳に、第五種が宦官單超に陷れられて朔方に流されようとした際、衛國の孫斌が同縣の閻子直、北海高密の甄子然と相談して、第五種を逃亡させ匿った話がある。

(38) 先述の陳寔と鍾皓をはじめ、列傳43黄憲傳の黄憲に對する汝南士大夫、又、同43徐穉傳における徐穉と陳蕃の關係などが擧げられる。

(39) 後漢中期から後期にかけての政治過程における士大夫豪族出身官僚の動向については、拙稿「後漢中期政治史試論——鄧氏專權を中心に——」(『愛媛大學教育學部紀要　人文社會科學』第一七巻、一九八五年)を参照されたい。

MILITARY ORGANIZATION IN THE WARRING STATES AND QIN PERIODS

FUJITA Katsuhisa

This essay examines military organization under the prefectural system in the Warring States and Qin periods. It is an attempt to clarify one aspect of the mechanism of local control in ancient China.

It can be considered that the standing army of the Warring States and Qin was formed by conscripting male agricultural workers into units based on the prefectures from the time that Lord Shang Yang (商鞅) systematized the prefectures. Since it is believed that the terracotta warriors at the tomb of Qin Shi Huang show the military forces of the capital, it can be surmised that such a standing army was composed of both officials with caps and soldiers without caps.

Furthermore, there was a provision for granting official titles to male agricultural workers for outstanding military service, and this system was important until the end of the Warring States period. This was perhaps the very system of military organization of agricultural workers (*geng zhan zhi shi* 耕戰之士) that characterized the Qin state and that tried to combine soldiers from a standing army with farmers that returned to their fields using the provision of granting titles for military service.

LOCAL SOCIETY AND THE SELECTION OF OFFICIALS IN THE LATER HAN PERIOD

HIGASHI Shinji

Previous research on the Han selection process has been done from the point of view of the central government. This essay attempts to research the system of "Local Recommendation and Selection" (*Xiangjulixuan* 鄉擧里選) that took place in the local communities of the Later

Han in relation to the structure of the aristocratic class whose power was expanding at that time.

In short, the conclusion is that the group of people who can be called "literati" (*shidaifu* 士大夫), i. e. those who had a Confucian education and who came mainly from the aristocratic class, came into existence centered on the counties (*jun* 郡) developing first in the more advanced areas at the beginning of the Later Han and later in the less developed areas by the end of the Han. It is clear that this stratum of literati-aristocrats became the constituents of the local opinion that determined the character evaluation which was the criterion for selection. Moreover, this promoted the formation of a division within the aristocratic class between those who were "literati" and those who were not.

From this, one can more clearly explain the dispute between the "Pure Faction" (*qingliu* 清流) and the "Muddy Faction" (*zhuoliu* 濁流) that appeared in the Proscribed Party Incident (*Danggu shijian* 黨錮事件) at the end of the Later Han. That is, one can understand the political antagonism of the literati officials versus the eunuchs and the non-literati local aristocrats who relied on the eunuchs.

CONCERNING THE STYLE OF WRITING OF THE TANG ORDINANCES OF THE DEPARTMENT OF WATERWAYS FOUND AT DUNHUANG

OKANO Makoto

Among the documents in the Bibliothèque Nationale in Paris that Pelliot brought back from Dunhuang, there is one, P. 2507, that is famous as a fragment of a book of ordinances of the Department of Waterways from the 25th year of Kaiyuan in the Tang dynasty (A. D. 737). Much work has been published on this document by scholars all over the world.

However, in recent years, doubts and criticisms of the popular view of this document have been raised from two directions. The first